金融庁オンライン広報誌

アクセス FSA 第184号

https://www.fsa.go.jp/access/index.html

Contents

長い間、お取引のない預金等はありませんか？

2018 年１月１日に、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が施行されました。

2009 年１月１日以降のお取引から 10 年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

また、通帳やキャッシュカードの所在、金融機関にお届けの住所やメールアドレスに変更がないか、今一度ご確認してみてはいかがでしょうか。

金融庁ウェブサイトでは、預貯金者の方などのためのＱ＆Ａや、休眠預金等活用法に関する関係資料などをご紹介しています。詳しくは、金融庁ウェブサイトの「政策・審議会等」から、「長い間、お取引のない預金等はありませんか？」にアクセスしてください。

2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。

休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。またホームページでも各種情報を掲載しています。

休眠預金等の引き出し手続などについて	休眠預金等の民間公益活動への活用などについて
金融庁： http://www.fsa.go.jp/	内閣府： http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html

金融庁、内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

金融分野におけるサイバーセキュリティ対策について

１．「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」のアップデートについて

金融庁では、金融分野のサイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のための喫緊の課題であるとの認識の下、2015 年７月、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」（以下、「取組方針」という）を策定・公表し、官民が一体となって、金融分野のサイバーセキュリティ強化に取り組んできました。

こうした中、デジタライゼーションの加速的な進展や国際的な議論の進展、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」等の開催など、金融分野のサイバーセキュリティを巡る状況は大きく変化しています。加えて、2018 年７月に政府全体の基本戦略である「サイバーセキュリティ戦略」が改訂されました。

これらの状況を踏まえ、金融庁として、実効性のあるサイバーセキュリティ管理態勢の構築に向けて、今般、新たな課題への対応方針や現在の取組方針の進捗・評価を踏まえた今後の取組み方針を明確化し、金融機関、金融サービス利用者及び関係機関と問題意識を共有するために、「取組方針」をアップデートし、公表しました。

取組方針の概要は以下のとおりです。

金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針（2018年10月）の概要

背　景

○ 2015年7月、「金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を策定・公表し、同方針に沿った取組みを推進

○ デジタライゼーションの加速的な進展、国際的な議論の進展、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、近年、金融機関を取り巻く状況が大きく変化。加えて、政府全体の基本戦略である「サイバーセキュリティ戦略」の改訂（2018年7月）等を踏まえ、同方針をアップデート

本取組方針の目的

○ 新たな課題に対応するとともに、これまでの取組みの進捗・評価を踏まえ、官民が緊密に連携を図り、金融分野のサイバーセキュリティ対策の更なる強化を図る

目的達成のための主な施策

新たな課題への対応

1. デジタライゼーションの加速的な進展を踏まえた対応
   - ✓ デジタライゼーションの進展が金融業に与える影響、サイバーセキュリティに係るリスクやその対応策等について把握・分析に取り組む
   - ✓ 変化への対応を金融機関に促すとともに、こうした変化に対応した当局のモニタリングのあり方等について検討
2. 国際的な議論への貢献・対応
   - ✓ サイバー攻撃に国際的に協調して対応するため、G7財務大臣・中央銀行総裁会議をはじめとするサイバーセキュリティに関する国際協調の議論に対して、各国当局と連携しつつ貢献・対応していく
3. 2020年東京オリパラ大会等への対応
   - ✓ 金融分野の連携態勢を整備するため、関係省庁、関係団体との連携を一層緊密にし、危機管理態勢を構築
   - ✓ サイバー攻撃の増加、各分野を跨がるような攻撃や大規模インシデントの発生などに備え、広く情報収集・分析に取り組む

これまでの進捗・評価を踏まえた施策の推進

1. 金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢の強化

ア.平時のサイバー対策

大手	✓ 海外の動向を念頭に対話を通じてより一層の高度化を促す
中小	① 業界団体を通じた底上げ（業界の共通課題等について幅広く問題提起を行い必要な対応を促す） ② 実態把握（基礎的な態勢整備と脆弱性診断等の実効性確認） ③ 立入検査（自主的改善が見込まれない等リスクが高い場合）

イ.インシデント対応

大手	✓ 国際的な合同演習への参加、実践的な侵入テスト（TLPT）の実施
中小	✓ 金融庁演習（内容は継続的に見直し）、NISC等の演習への参加

2. 情報共有の枠組みの実効性向上
   - ✓ 「共助」の取組みの第一歩となるよう、金融ISAC・FISC等とも連携し地域内の情報共有を推進
3. 金融分野の人材育成の強化
   - ✓ 財務（支）局とも連携し経営層向け地域 セミナーを全国的に開催
   - ✓ 「サイバーセキュリティ戦略」で掲げられた、「戦略マネジメント層」の育成・定着に向けて、海外や他分野の優良事例等を収集し還元

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」のアップデートについて」（平成30年10月19日公表）にアクセスしてください。

２．「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅲ)」について

金融分野におけるサイバー攻撃の高度化・複雑化が進む中、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のため喫緊の課題となっています。

このため、特に中小金融機関のサイバーインシデント対応能力の底上げを図るため、10月22日～26日の５日間で、３回目となる「金融業界横断的な演習（Delta Wall Ⅲ（※))」を実施し、約 100 の金融機関が参加しました。

(※)Delta Wall：サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の３つの視点（Delta）と防御（Wall）

サイバーセキュリティ演習事務局の様子（於：金融庁）

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅲ)」について」（平成30年10月19日公表）にアクセスしてください。

仮想通貨交換業者の登録審査について

10 月 24 日、金融庁は仮想通貨交換業者の登録審査について、以下の３つを公表しました。

- 「仮想通貨交換業者の登録審査プロセス」（別紙１）
- 事務ガイドラインにおける監督上の着眼点を補足・敷衍し、事業者との対話を円滑に実施するためのツールとして利用している「仮想通貨交換業者の登録審査に係る質問票」（別紙２）
- 質問票のうち中間とりまとめで示した問題事例にかかる項目を中心に抜粋した「仮想通貨交換業者の登録審査における主な論点等」（別紙３）

仮想通貨交換業者の登録に当たっては、改正資金決済法等が施行された平成 29 年４月以降、事務ガイドライン等で示している監督上の着眼点等に基づき、書面による形式審査だけでなく、現場訪問によるシステムの安全対応状況の確認などを通じて、実質面を重視した審査を行ってきたところです。

こうした中、本年１月、みなし仮想通貨交換業者において保管していた顧客の暗号資産（仮想通貨）の外部流出事案が発生したことを受け、金融庁では、みなし業者を含む仮想通貨交換業者に対する立入検査等を通じて、実態把握や各事業者における業務改善の促進に集中的に取り組んできており、本年８月には、これまで実施した立入検査・モニタリングで把握した実態や問題点に係る中間的なとりまとめ（以下、「中間とりまとめ」という。）を公表しました。

中間とりまとめにおいては、登録審査を行う際、さらに深度ある実質的な審査を行う必要があるとの考え方を示しましたが、他方、現時点において、仮想通貨交換業への新規参入を希望する事業者が多様かつ多数に上ることから、登録審査のプロセスをより明確化し、その透明性を高めていくことが重要であると考えています。

今般、こうした観点から上記、別紙１～別紙３を公表しており、中間とりまとめと併せて活用することによって、事務ガイドラインにおける監督上の着眼点をより深く理解し、登録審査における論点を予め把握する上で有益なものと考えています。

金融庁としては、今後も、登録審査における透明性の向上に向けた取組みを継続的に実施し、効率的かつ適切な登録審査を進めていく予定です。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「仮想通貨交換業者の登録審査について」（平成 30 年 10 月 24 日公表）にアクセスしてください。

「フィンテック・サミット 2018」の開催について

９月 27 日、丸ビルホール（東京・丸の内）において、フィンテック（金融とテクノロジーの融合）をテーマとしたグローバル・イベント「フィンテック・サミット 2018（副題：FinTech2018－Into the New Era)」（金融庁主催）が開催されました。本イベントは、９月 25 日～28 日の４日間に亘り金融庁・日本経済新聞社の共催で開催した「フィンサム 2018&レグサム」の一環として、シンポジウムの形式で開催したものです。

本年の「フィンサム 2018&レグサム」は、昨年９月に開催した「フィンサム・ウィーク（金融庁・日本経済新聞社共催)」及び同年 12 月開催の「レグサム（レギュラトリーテクノロジー)」を融合させたもので、メイン会場である丸ビルのほか近隣の６会場を使用し、シンポジウム、ワークショップ、展示など多彩なコンテンツによって、フィンテックに関する幅広いテーマに関して貴重な議論が行われました（本イベントの概要等については、「フィンテック・サミット公式ウェブサイト」をご参照ください。)。

開会の挨拶をする越智前副大臣	閉会の挨拶をする村井前政務官

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「「FIN/SUM 2018」議事要旨の公表について」（平成30年11月９日公表）にアクセスしてください。

スルガ銀行株式会社に対する行政処分について

10 月５日、スルガ銀行株式会社（以下、「当行」）に対して、業務の一部停止を含む業務改善命令を発出しました。

これは、当行に対する検査の結果や銀行法に基づき求めた報告の検証等をしたところ、シェアハウス向け融資等における関係書類の改ざんなど、法令等遵守態勢及び経営管理態勢等に問題が認められたことから、発出したものです。

【命令の内容】

（１）平成30年10月12日から平成31年４月12日までの間、新規の投資用不動産融資を停止すること。また、自らの居住に当てる部分が建物全体の50%を下回る新規の住宅ローンを停止すること

（２）健全な企業文化を醸成するため、全ての役職員に対して研修を行うこと。その際、一定期間通常業務から完全に離れ、研修に専念させることで、その徹底を図ること

（３）健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下を実行すること

①　経営責任の明確化

②　法令等遵守、顧客保護及び顧客本位の業務運営態勢の確立と全行的な意識の向上及び健全な企業文化の醸成

③　反社会的勢力の排除に係る管理態勢、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る管理態勢の確立

④　信用リスク管理態勢及び内部監査態勢の確立

⑤　ファミリー企業との取引を適切に管理する態勢の確立

⑥　シェアハウス向け融資及びその他投資用不動産融資に関して、個々の債務者に対して適切な対応を行うための態勢の確立

⑦　上記を着実に実行し、今後、持続可能なビジネスモデルを構築するための経営管理態勢の抜本的強化

（４）上記（３）に係る業務の改善計画を平成 30 年 11 月末までに提出し、直ちに実行すること

※　具体的な処分理由等、本件の詳細につきましては、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「スルガ銀行株式会社に対する行政処分について」（平成 30 年 10 月５日公表）をご覧ください。

なお、サブリース契約を伴う投資用不動産向け融資を受ける際、不動産業者や金融機関による不正行為が確認されたことを踏まえ、10 月 26 日に金融庁・消費者庁・国土交通省の連名で、「アパート等のサブリース契約を検討されている方」に向けた注意喚起文を公表しておりますので、金融庁ウェブサイトのトピックスから、「アパート等のサブリースに関連する注意喚起について」をご確認ください。

第 40 回金融審議会総会・第 28 回金融分科会合同会合

10 月 17 日、第 40 回金融審議会総会・第 28 回金融分科会合同会合を開催し、諮問事項に対する報告、金融行政のこれまでの実践と今後の方針についての説明が行われました。

１．諮問事項に対する報告について

「ディスクロージャーワーキング・グループ」の検討結果について、座長より報告がなされ、報告書が了承されました。また、「金融制度スタディ・グループ」及び「市場ワーキング・グループ」の審議状況等について、事務局より報告されました。

２．金融行政のこれまでの実践と今後の方針について

９月 26 日に公表された「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成 30 事務年度）～」について、事務局より説明が行われました。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から「第 40 回金融審議会総会・第 28 回金融分科会合同会合議事次第」及び「議事録」にアクセスして下さい。

ＮＩＳＡ口座の利用状況に関する調査結果（平成 30 年６月末）について

金融庁では、家計の安定的な資産形成を図る観点から、ＮＩＳＡの普及・利用促進に向けた取組みを行っています。今般、「ＮＩＳＡ（一般・つみたて）・ジュニアＮＩＳＡ口座の利用状況調査（平成 30 年６月末時点）」を実施し、10 月 12 日、その結果について公表しました。

調査結果（平成 30 年６月末時点）のポイント

ＮＩＳＡ（一般・つみたて）

◎ 総口座数は、約 1,197 万口座
（平成 30 年３月末時点より 2.5％増（約 29 万口座増））
うち、つみたてＮＩＳＡの口座数は、約 69 万口座
（平成 30 年３月末時点より 35.7％増（約 18 万口座増））

◎ 総買付額は、約 14 兆 5,179 億円
（平成 30 年３月末時点より 4.2％増（約 5,792 億円増））
うち、つみたてＮＩＳＡの買付額は、約 305 億円
（平成 30 年３月末より 175.3％増（約 195 億円増））

ジュニアＮＩＳＡ

◎ 口座数は、約 29 万口座
（平成 30 年３月末時点より 5.9％増（約２万口座増））

◎ 買付額は、約 945 億円
（平成 30 年３月末時点より 10.5％増（約 90 億円増））

ＮＩＳＡ制度については、口座数・買付額ともに順調に推移し、家計の安定的な資産形成のためのツールとして、着実に普及が進んでいます。

平成30年１月から口座開設が開始したつみたてＮＩＳＡについては、平成30年６月末時点で口座数は約69万口座となり、３月末から約18万口座、約36％増加しました。特に20代の口座数を見ると、６月末時点で約10万口座となり、３月末から約３万口座、約43％増加しており、若年層へつみたてＮＩＳＡが広がりつつあります。

つみたてＮＩＳＡの普及・定着に向けて、引き続き積極的な広報に取り組んでいきます。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイト内の「ＮＩＳＡ特設ウェブサイト」から「ＮＩＳＡとは？」→「データ集」→「平成 30 年６月末時点（平成 30 年 10 月 12 日公表）」にアクセスしてください。

全国信用組合大会（於：経団連会館）

10 月 19 日、経団連会館（東京都千代田区）において、全国信用組合大会が行われました。

麻生大臣は、挨拶において「信用組合のようなお互いの信用というものを大事にしてきた組織では、地元において圧倒的に強い人間関係、信頼関係が出来上がっています。今、拡充した事業承継税制が話題になっていますが、中小企業約３８０万社のうち、後継者が決まっていない会社が約半分あるそうです。後を継ぐ人がいないためにやむなく黒字のまま倒産させているケースもあります。ある会社は、社長に後継者がおらず、廃業を考えていたところ、それを聞いたある信用組合が、同じ地域の中の若手経営者を探してきて、事業承継にかかる費用を融資するなど、たったの４か月でこの会社の事業承継に対応したのです。信用組合の値打ちは、間違いなくとても大きいと私は思っています。これからは、いろいろな変化に対応できるよう十分に考えなければいけない時代が来ています。新しい時代に合った新しい金融というものについて、真剣に考えていただけることを心から期待しています。」と述べました。

挨拶をする麻生大臣

皆さんご注意ください！　＆　情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○　仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には、金融庁・財務局に登録された事業者であるか、また、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- **仮想通貨は「法定通貨」ではありません。**
- **仮想通貨は、価格が変動することがあります。**
- **仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。**
- **仮想通貨の取引を行う場合、事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。**
- **仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。**

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁・財務局 の登録を受けているかを確認できます。

↓

仮想通貨交換業者登録一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ また、金融庁・財務局が行った行政処分について確認できます。

↓

仮想通貨関係情報　（金融庁ウェブサイト）

○　ＩＣＯ(Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、ＩＣＯ(Initial Coin Offering)とは、企業等が電子的にトークン（証票）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でＩＣＯによる資金調達が急増していますが、ＩＣＯにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

● 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ＩＣＯでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ＩＣＯに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ＩＣＯにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ＩＣＯの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しています。

↓

「ＩＣＯについて　～利用者及び事業者に対する注意喚起～」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

↓

・こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。

↓

・こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。

↓

・これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
・ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局） の登録を受けているかを確認できます。

↓

免許・許可・登録等を受けている業者一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
・その信用力などが保証されているものではありません。
・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓

詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）
電話（ナビダイヤル）：0570－016811
※ＩＰ電話からは、03－5251－6811 におかけください。
ＦＡＸ：03－3506－6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

【お知らせ】
10 月１日より、下記窓口の電話受付時間を、
＜ 平日８時 45 分～17 時 00 分 ＞に変更しました。
詳しくは、「証券取引等監視委員会ウェブサイト」よりご確認ください。

(1)　情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、ＦＡＸ、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）　個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会　情報提供窓口
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/
直　通：0570－00－3581（ナビダイヤル）
※受付時間：平日8時45分～17時00分
※ＩＰ電話等からは、03－3581－9909におかけください。
代　表：03－3506－6000（内線3091、3093）
ＦＡＸ：03－5251－2136
郵送（共通）：〒100－8922
東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

(2)　年金運用ホットライン
平成 24 年４月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応します。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン
https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm
直　通：03－3506－6627【受付時間：平日8時45分～17時00分】
電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(3)　公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会　公益通報・相談窓口
https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm
直　通：03－3581－9854【受付時間：平日8時45分～17時00分】
ＦＡＸ：03－5251－2198
電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

（敬称略）

井上　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁　百合	（株）日本総合研究所　理事長
神田　秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢　裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山　高生	東京経済大学経営学部教授
和仁　亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方 / 事業会社 / 学識経験者シンクタンク / 金融機関及びその職員

金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL：https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：
〒100-8967
東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
金融庁金融サービス利用者相談室
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター委員に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政モニター受付窓口

URL：https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター 🔍

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融行政モニター」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

● **以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。**

①　中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応

②　借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと

③経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

● **各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えします。また、助言等も積極的に行います。**

● **ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。**

《受付時間》　平日９時～16 時

※　お問い合わせ先については、「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～」にアクセスしてください。

東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

（URL:https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html）

「金融機関等の相談窓口一覧」

（URL:https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html）

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

（URL：https://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html）

メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- ● 金融庁からは、毎月発行しているアクセスＦＳＡや、日々発表される各種報道発表など、
- ● 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- ● 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- ● 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	―